

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

# 関西労災職業病 No.34

関西労働者安全センター

1977.2.28発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

60円

郵便振替口座 大阪 315742

## 34号の案内

主張 1 安全センター組織の確立強化に努力しよう

3 安全センター規約

ニュース 5

報告 8 故田中さんの胃ガン死亡 業務上認定に関して

寄稿 9 ① 労災闘争から組合結成へ 全金京滋地本  
中金支部  
② 昭和電極・職業病闘争の経験を通して  
合化労組 昭和電極労組

ぶつとばせ  
改悪労災保険法

13 ●京都・大阪・神戸・福岡 各地の闘い  
●総評関プロでのとりくみ  
●2/23集会の報告

（9）として  
こうる組織体統の確立を  
討論から =

去る2月26日午後2時从ら

全センターの運動発展・組織拡大のための日安全センターは何をなすべきかと討論会しが行なわれた。これはセンター発足以来足りけ5年が経過した現在、現れ動く日本の政治経済状勢の中で、今までの活動を総括し、今後センタードが果していく役割とそれを保証する組織体制をいかに立ち上げていくかについての意見交換の場として設定されたものである。

討論会には北撰労職対・尾崎労安対・京滋労職対・国労大阪新幹線支部保線所分会・全金田中機械支部・全港湾沿岸南支部労研・京大安全センターなど各組織委員・事務局長・常任事務局員をはじめ、会員組織・機関誌購読組織、その他センターデ立に協力してきいた人々など約30名が参加し、熱っぽい討論がくり広げられた。以下議論の経過を追う中から現在安全センターニに求められている点を明らかにしていきたいと思う。

まず始めに、多くの代表が常任事務局の独断と專行を鋭くし、自己批判を求めた。指摘された問題点を整理してみると、1つは、常任事務局の思想性、2つめは、常任と職場地域との間での相互批判のあり方、3つめは、その相互批判を保証する体制をいかにつくるか、に要約できるだろう。具体的には、常任の組織的配慮に対する無自覚・未熟さが原因で他の労働諸団体等の間に無用のまさつを引きおこし、その結果各地域組織内で安全センターを支持して斗おうとしている人々に多大の迷惑をかけているという点、又、事務局―組織委員会というセンタ―の正規の運営体制がありながら、常任は事務局長とさえ十分な意志一致をはからずに行動するという点である。

常任々らは具体的事実に即して自己批判が行われた。一方、個人攻撃的批判ではなく常任が過去果してきた役割をまず正当に

勞絲斗争の也  
實に機能

評価した上で、独断専行を許さない正常な組織運営体制を築き上げるよう努力すべきことか十分に責任を負はせていい体制に対しても意見が出された。

評価した上で、独断専行を許さない正常な組織運営体制を築き上げるよう努力すべきこと为主張され、あわせて事務局長が充分に責任を負はせていよい体制に対しても意見が出された。

以上の論議でその一端が示されてゐるよう、安全セニターは現在、真に大衆組織として發展するため、一部活動家に頼る運動なら脱皮すること強く要請されてゐる。そのために健全な組織運営体制の確立、そしてその要となる総会の開催準備が急務であろう。

不況下にあって労働者階級の健康はますます蝕まれつつある。これら多くの労働者大衆の要請に真に応えるためにもセニターの組織的充実は不可欠であり、その確立のため、今こそ会員組織、事務局、常任等はある人々と共に一致団結して奮斗すべき時である。

会員・購読者各位の皆さんもセンターワーク强化に向けてどしどしへに結論を出したい」とまとめを行つた。

# 関西労働者安全センター趣意書並びに規約

## 趣意書

関西労働者安全センターは労働災害、職業病、公害の絶滅をめざす労働者、地域住民、科学技術者、学生の共同組織であります。

今日、労働災害、職業病は、すべての職場に激発し、年間百七十万人を超す労働者が、災害によって殺され、重傷を負わせられ、又、「職業病のない職場はない」と言われるまでも無数の職業病が日々労働者を苦しめています。さらに公害は「緩慢なる殺傷行為」として地域住民、農民、漁民の生命と生活を破壊しつづけています。しかもなお、支配階級は、労働災害・職業病・公害の元凶というべき、金儲け第一主義の合理化を進め、かつ、労働災害・職業病職場を下請化させています。そのためおびただしい下請・未組織労働者が悲惨な犠牲者となつてゐるのであります。例えば、日本の企業は国内だけでなく南朝鮮や東南アジアに進出し、現地労働者を一日、三百円という低賃金で酷使いながら、劣悪な労働条件の中で命をも奪い、さらに有毒物質をタレ流し生活環境の破壊をも当然の如く行つてゐるのです。

これらの労働者殺し、労働災害・職業病・公害の根源は、明らかに、資本主義体制下の、「金儲けのための手段を選ばぬ生産方式」にあり、そのための「人命無視の合理化」にあります。又、この非人間的生産様式や合理化を進め、支えるものとして、現代の科学技術は生み出され、巧みに人民を支配してきた事を忘ることはできません。

私達は、労働災害・職業病・公害を絶滅する闘いをすすめるにあたつて、災害犠牲者とその家族の闘争の支援と組織化に全力をつくすと共に、どの職場や地域にも、二度と悲惨な労働災害・職業病・公害の犠牲者が発生しないために「災害源と公害源の除去」の闘いを職場や地域で進めてゆき、そして、今まで、労働者・住民の生活に敵対しつづけてきた現代科学技術を批判し、正に人民のための新たな科学技術を創設せんがための闘争を展開しようと思つています。

こうした、労働者・住民の生活と生命を守る闘いの中から、全関西・全国の共に闘う仲間の連帯を深め、新たな運動の潮流をつくりあげるために努力します。

## 一、名称

関西労働者安全センターと称す。

## 二、目的

(1)労働者・地域住民・科学技術者・学生の相互の共闘体制を確立し、労働災害・職業病・公害を絶滅する。

(2)災害犠牲者及びその家族の救援と闘争の組織化をすすめる。

(3)災害原除去のための労働者の闘争を地域・職場ですすめる。

(4)労働者・住民の生活に敵対する現代科学を批判し、闘う科学者技術者の闘争を組織し、労働者・住民の立場に立つ新たな学問創設のために奮闘する。

## 三、事業

四、組織  
○意書と目的に賛同する団体及び個人をもつて構成する。

五、役員  
○運営委員会若干名

○事務局員若干名

○事務局長一名 事務局次長若干名

○会計監査二名

六、役員選出 加盟する団体及び個人をもつて構成する総会にて選出する。

七、会議 総会 運営委員会

八、会費 団体一口 一〇〇〇円 個人一口 二〇〇円 (毎月額)

この規約の改正は総会にて行う。

切  
り  
取  
り  
線

入 会 申 し 込 み 書

口 数 入 金 し ま す

住 氏 名 所

関西労働者安全センター 殿

# 前線から

大阪

## 組合員が 屯場粉じん自主測定

全金日本フッソ工業支部

じん量が測定されたり、  
今後支部では、二の結果をもとにみんなが一

斗争を進めていくことを決めている。

一番長い間作業をしなければならない作業場の環境改善を中心にして

## 階級的団結か 労災斗争の要

2/4 中央地区評労学校で

や職場が粉じんに対する対策をね、てきた。昨年の秋期斗争はかタ病と呼んでいふる。熱（職場）による中毒、ツツ化物に支部では一昨年来、ツツソ工業

2月4日中央地区評労学校で「労災職業病斗争について」の講演が行われた。講師として関西労働者安全センター常任の河合は次の様な講演を行なった。

月上旬には組合員による職場粉じんの自主測定が行われた。その結果、特定の作業場では粉標準の10倍をこえる

健康を守るために資本の支配に対抗する以外にない。資本の行う健康管理は労務管理でしかないので、なら任せなければならぬ。具体的には一人の被災者のためには組合が全力をあげて斗う、そのためには労働者の階級的団結が要求される。「賃上げ」という全労働者の即ち自的要素で統一を図ってきた体質なら一步前進しなければならぬ。その意味で高度成長時代に労働組合が失ってきただろ。その意味で高めに成長する必要がある。ならば、ついにこう。講演は次第に熱を帯び、後半は特に聴衆の熱心な注目を集めていった。講演後に質疑応答が行われ、講演会は終了した。

# 北摂

## 販場を基点とした労争斗争

「北摂地区評労駆対定期総会で」

去る1月31日、北摂

地区評労災職業病対策  
会議は第11回定期総会  
を高槻市職厚生会館で  
開催した。総会には国  
常大阪新幹線支部保線  
所分会・全金・全国一般  
市交通などから約40名  
が参加し、一年間の活  
動の総括と今後の方  
針が確認された。

基調報告に立った豊  
田事務局長は、①労災  
斗争の原点とも言うべ  
き三池労組の斗争と、  
労組・主婦会との交流  
を通じて学んだこと。  
今後の方針として、職  
場を基点とした労災斗  
争、三池路線の堅持と、  
地域共斗組織の強化と、  
それを基礎にした関西  
労働者安全センターの  
発展に努力していくこ  
となどを報告した。

その後総会は、労災  
保険法改悪糾弾決議、  
大会宣言、そして新役  
員の選出を行なった。そ  
の後総会は、労災  
転をもくろんで、  
に組合つぶしをねらった。  
そこで3月末に、組合はアルバ  
イトであり、たゞ1人にな  
った。阿佐保母の  
不當解雇撤回、職業病被災者  
の権利確保、職場改善とい  
う課題を久々えられた。  
これらの要求をなげて、積極的  
な労争展開

1月19日に結成された支那共斗會議  
で、2月中旬の都島一

月21日には桜宮公会堂にて、  
起集会を行なった。都島の比  
嘉の本拠地へモモを貫徹し

都島

## 比嘉理事長の いやがらせなく に負けないよ

全国一般都島友の会支部

今年に入れてから都  
島反の会へ比嘉正乃理  
事長への組合攻撃は一  
段と強まってきている。  
年明け早々の池  
原保母への職種  
がえといういやがらせに続いて、  
2月25日には中  
途採用者の再試験とい  
う稽さびりを久々に受けた。  
そこで3月末に、組合つぶしをねらった。  
その結果、組合はアルバ  
イトであり、たゞ1人にな  
った。阿佐保母の  
不當解雇撤回、職業病被災者  
の権利確保、職場改善とい  
う課題を久々えられた。  
これらの要求をなげて、積極的  
な労争展開

1月19日に結成された支那共斗會議  
で、2月中旬の都島一  
月21日には桜宮公会堂にて、  
起集会を行なった。都島の比  
嘉の本拠地へモモを貫徹し

去る2月26日、全港

沿岸南支部安全衛生委員会は、77年度総会を行ひ、一年間の活動の

総括と今後の運動方針を確認した。

前年度は18分会から安全委員が選出され

地域の労災斗争の中心として運動が進められてきたが、安全委員では、地域の労災斗争の中でも、成り立つべき課題として、上組のじん肺斗争・米穀運送の腰痛斗争の経験を生み出して今後も斗争を進めることが確認された。その他、コンテナ化による作業環境改善・労災保険改悪や、某経営幹部の「労災職業病問題」は今年の最重要課題

## 経験を次の飛躍の踏み台にして 今年もさらになンバロー

全港沿岸南支部安全衛生委員会開催

南大阪

員の遅出があり、労災度は21分会から安全委員会改悪や、某経営幹部の「労災職業病問題」は今年の最重要課題

の一つとして、この発言にみられる資本・政府の攻撃に対決していく姿勢が確認された。

安全委員では、(1)港湾へ

のじん肺法の適用、(2)腰痛を「職業病」として認定させ

港湾病として、(3)の2つを大

きな課題として、上組のじん肺斗争・米

穀運送の腰痛斗争の経験を生み出して今後も斗争を進めることが確認された。その他、コンテナ化による作業環境改善・労災保険改悪や、某経営幹部の「労災職業病問題」は今年の最重要課題

西大阪

▼住電の非人向的労務・健康管理が原因だ!

高松氏の筋硬塞死を労災認定せよ!

住友電機工業株式会社で30年間施設工として働いていた高松登氏は、昨年7月15日心筋梗塞で死んでしまった。会社はこれを全くの私病扱いし放置してきたが、住電の斗う仲間が中心に電の斗争仲間が中心に安全センター・全港湾等と調査を進めた結果、住電の過酷な労働条件と非人向的な労務・健康管理が高松氏を死に至らしめたものであることが明確となつた。遺族も労災申請を決意し、2月18日に申請を西野田労基署に提出し

た。3月2日には、2回目の交渉が行われ、住電のデータメな安全管理体制が次々と告発され、「労災かくしおさなりな健診など」監督署の行政指導の怠慢が追及された。

署は行政指導の不十分さを反省し、遺族の立場・利益を尊重して今後調査を進めていくことを署名確認した。尚、次回交渉は3月22日と決定されており、  
ヘ1時から多數の参加が要望されている。

『胃がん併発して』でも  
『肺機能低下が死期を早めた』  
田中さんの業務上認定の「決定書」より

監督官基局での不服審査で、胃炎で死んだじん肺被災者に対し、その死亡は業務上のものによるとの決定が出された。(33号参照)

この業務上認定の「決定書」より  
審査官は3人の医師に  
鑑定依頼し、意見を求  
めたところ凡て次の様  
に意見が述べられた。  
①直接死因は胃炎で  
ある。②じん肺と胃炎  
との間に因果関係は  
ない。③じん肺による  
心肺機能低下のため胃  
炎発見時に手術ができ  
なくなつたというのも、  
ともである。④もともと  
じん肺で死んでいた場  
合、死因を限定するの  
は困難であり、この場  
合は胃炎を直接死因  
とするより、じん肺に  
よる心肺機能低下が死  
因は業務上疾病によ  
るものであるとした。

昨年の冬期カンパの呼びかけに応えて多くの方々がカンパを寄せて下さいました。本当にありがとうございました。最終集約の結果は70万円程でした。しかし、未だセーターの財政は苦しくなっております。購読料の完納をお願いします。

會員・購読者

稿

寄

その1

# 六八開等から

## 組合結成へ

全金京滋地本中金支部

あつた。

### このままでは 安心して働けない

#### 全金安全担当者 会議への参加

我々の支部が労働組合を結成するきっかけは、一人の労働者が作業中に熱湯で足をやけどをした事から始まる。それは昭和37年の事であった。当時、会社はヤカンをひっくりなえしてやけどをしたと言うように言つて労災にするのをいやがつた。これまでにも同じ事故が何度もあり、このままでは危険で、安心して働けない、労働条件も悪いので組合結成を準備し、全国金属に加盟した。

組合結成当時は安全より労働条件の向上と経済斗争が中心で

私達の仕事はアルミの表面処理でメッキとよく似た仕事であります。硫酸・硝酸・クロム酸・苛性ソーダ・シンナー・アセトン等を使用するにもかくめらず、入社してからも安全教育もせず注意事項もきかなくなつた。健康診断は年2回実施されていましたが、内容は粗末なものであつた。私は化学薬品のおそろしさを知ったのは全金の安全担当者会議に参加してからである。

更に、有機溶剤中毒があれば酸をあつねつていると歯が悪くなる、と宮入さんに教えてもら

うが貧血で入院した。最初は普通の貧血だと思つていたが、組合が色々と調査していくと、作業中に使うシンナーが原因である事が判明した。直ちに労災申請をするよう、会社に要求する。会社側は最初労災を認めなかつたが、組合の要求が強いので労災を認めたが、申請するのに医者の診断書が必要であつたのにそれができなかつた。

全金に相談すると、南病院を紹介された。そこには当時宮入さんがおられ、大変お世話をになつた。監督署も医者の診断書がないれば労災を認めなければならなかつたが、労基局はシンナーの分析表・その他の女子労働者の健康診断書を提出させたりして労災認定をしなかつたが最終的には労災を認めた。会社もその後はシンナーの使用を中止し、二度とこの様な事がないように約束をした。

た。

## 歯牙酸蝕症の 労災認定かちどる

春の健康診断で歯の検診を受けた。ほんと虫歯・歯ソウノウロウと診断された。またある人は歯アラシの使い方が悪いと言われ、医者に灯する不満が出ていた。

そこで支部は職業病の討論集会を行なった。金額から小城・山田両氏、南病院の宮入さん、阪神医療生協の桐沢先生を迎えて、化粧薬品が我々の身体にどう影響するか、そのなどで酸を長年扱っていると歯牙酸蝕症という職業病がある事を知った。その場で数人の組合員の歯を見てもらうと、歯の失端が半分ぐらいたり減り、明らかに歯牙酸蝕症であった。後日会社に歯の検診をやり直すように要求しをしたが、会社側の言うのでは京都市内の歯医者では歯牙酸蝕症の他の会社にも酸をあつかう以

症を見る医者はないと回答して来た。それでは組合が歯医者をさがしてくるならその医者でも良いかと確認し、桐沢先生に検診をしてもらつた。そして数人の人が歯牙酸蝕症と診断された。会社もそれを認めて労災申請をするが監督署は認めなかつた。

その年の全金京滋地本の定期大会にこの事実を報告した。当日朝日新聞に掲載された。くる日の朝日新聞に掲載された。

監督署もあつて労基局に報告したが、京都の労基局では労災と認める判断力がなかつた。そして中央の労働省に問い合わせ、労災法にはある

歯牙酸蝕症一労災法にはあるが過去に労災認定をされた事実がなかつた。それだけに桐沢先生の診断報告書がなければ労災認定はされなかつただろ。しかし労災認定をされたのは2年後である。その間何度も労基局へ交渉に行つた。我々の目的は内部だけの告発ではなく、その他の会社にも酸をあつかう以

上同じ職業病があると言う事を知つてもらつた。

## どんな小さなケガ でも労災に。

会社も労働組合の言う事をよく聞き最大限我々の要求を聞き入れた。今後は有機溶剤と同じくこの様な事のないよう設備改善をし、今日では公害設備もでき、以前とは見違える程よくなつた。毎日安全ペトロールを行ない労災職業病をなくす運動に全力をあげている。しかしまだ腰痛やクロム酸との問題が残つてゐる。どんな小さなケガでも組合に報告して労災にし、企業の言いなりになつてはいけない。組合が独自で医者もさがさなければ企業側の医者では労災認定は勝ち取れない事を体験した。現在は京滋労職対に参加して他支部や未組織の労働者と交流を行い組合員一人一人が勉強をして全体のレベルアップに努めている。

寄稿

七〇二

# 和電社

白化昭和電極労組  
井上広三郎

# 一、はじめに

昭和電極資本は、企業の利潤

追及のみに奔走し、最も大事な労働者の安全・衛生管理については一方的に手抜きし、再三にわたり労働基準監督署から改善命令をうけるといふさんざんである。たため、遂に職業病の多発を招き、あめさせて労働者の多数の生命と健康を奪い去るにいたつに、

性へ三、四べんツヒレン一物質を含有しているために、肺タニンを中心とする、タニン罹病者、それに遺族は悲惨な状態に追いこまれてきた。

昭和電磁労組・合化労連は、ついこれまで職業病を自らの検診と、取り扱う物質の職業性を明らかにしながら、労災認定斗争を展開している。また、労災扱いが、貞の取消にまでいたらしく、そして発生責任の追求と職業病の防止とあわせて、職業病裁判斗争に立ち上った次第であ

一方、企業側は職業病を隠す  
しようとして躍起になり、労  
働災害を認めるどころか、組合  
員ならびに組合に対し、あらゆる

労災・職業病斗争を可可める  
昭和電極労組・原告団は、あら  
ゆる妨害を排除しながら、合化  
労連を中心に、地評・地区労な  
どに結集する仲間に支えられ、  
今日一つ一つ成果を勝ち取り、  
原告団9名の職業病裁判斗争を  
先頭に、労災認定斗争へ不服審  
査請求・再審査請求などにと  
りこんでいるところである。  
なお、この斗いを契機に同業  
種（ハカーボン）の職業病対策会  
議を組織発展させながら、斗い  
の輪をひろげつつ、職業病撲滅  
へと、すでに2年の年月をつい  
やした次第である。

る妨害と組織壊滅を收らせてきた。ましてや、組合員の生命と健康を死守するため指導的役割を果そうとした井上執行委員の首まで切り、これにあきだらない企業は、療養治療中の罹病者までも解雇すると、いう暴挙にでてきた。

## 二. カーボン・炭素電極 製造業の職業病

原料として、コーカス・タール・ピッチを取扱い。製造工程では、粉じん・蒸気・なスビ発生し、とくにタルピッチには発がん性(3・4ベンツピレン)物質が含有しております。皮フ障害なら悪性化にともない、皮フがん・肺がん・粉じんによるじん肺等は認知されていようとある。

### 三. 職業病を発生させた職場環境

#### 四. 剥検と労災申請 で肺がん立証

2度もあり、さらに監督署から除じん不備の勧告をうけると共に、公害工場へと進行していった。

このような職場に配属された職制ですら、粉じんによる汚れ、体内の汚染によつて、人生の悲哀を感じながら毎日12時間労働と低賃金で生活を支えてきた。

用いても、ローソクの光ほどにしみ見えないといった暗さで、粉じんで空気が汚染された職場に変貌してしまった。

そのため、粉じん指定工場に

死亡者の遺族補償請求の形で、在職中以外に、すでに多發している実状を含めて立証の一端とする申請を行なつた。

(以下 次号に續く)

### 本の紹介

「日本じん肺と  
粉じん公害」  
—その予防と対策のために—  
労働科学研究所 佐野辰雄著  
¥15000

著者は「今後の対策のために正しい医学的事実をたらし明快に理解してもらうためにこの本を計画した」と述べている。「じん肺」という職業病についての事実を直視し、今後の斗争を更に強化するために! (センターで取扱い中)

経済成長に便乗した企業は、とりのこされる、つぶれる、他社に追いつけ追いこせしを目指すに、工場は増産につぐ増産といつた稼業ぶりであった。したがつて、職場内は粉じんの蒸散により、昼夜も、照明灯

とばせ

# 改悪労災保険法

## 添付資料をホコにすると 独自姿勢確立

1/25

京都労基局交渉

京都

1月8日の交渉にひき継いで  
25日にな涉げられた。京都労

基局としての姿勢を明確にする  
との趣旨で、局長出席のもとに

1月10日大阪労基局交渉で5項目の確認ととて以降、斗いは更にすりんぐいる。当安全セシタはこの時点で、一下へのオルグで体制を強固にし、横への上へ攻めのぼるしの方針を確認した。

この方針のもと、斗いは京都  
兵庫・福岡・関東へと拡がり、

連ケイは強まり、また2月23日には斗う部隊が結集して集会がもたれ意志一致が行われた。(へ以下)の記事を参照して下さい)また上へのオルグによつて、国会議員なら協力の承諾を得ることができ、今後国会内での追及が行ゆれるだろう。労働省交渉も3月9日に設定され、現在準備がすすめられていく。

まず最大の争点である「添付資料」について、「等級規準」が決まっていいない段階でのこの調査は無効である。規準が決まつてからやり直せしと主張された。これに対し労基局は「時間がないなど」という被災労働者の生活と権利を無視した理由で抵抗したため、参加した労働者から二つほど批判を浴びた。結局添付資料については提出しなさい。すでに提出した者には返還する。そして規準が決定成し、それを提出してもらうこと約束した。即ち、添付資料を作成し後に、新たな調査用紙を作成し、それを提出してもらうこと約束した。即ち、添付資料を反古にし、再調査実施、という画明的な運用姿勢を約束させたのである。これは従来より京都では、地域の労働関係を背景にして「新幹線保線作業へのじん肺法通用」にみられる様な、京都労基局独自の姿勢を確立させてきた結果である。(添付資料の

行めた。京滋じん肺患者同盟・全金・新産別・国労・京都合域労組・京滋労職対の労働者がつめひけた。

問題については、その後大阪労基局は本省の指示に屈服したが、京都労基局は独自の姿勢を貫いている。

また、「現行補償額を補填す

# 大阪

## 本省に屈服する弱腰を 斬しく糾弾！

1/28 大阪労基局

1月10日の交渉で5項目の確認をとり、その後確認をどの様に実行していけると点検するため28日の交渉がもたらされた。まず労基局なら、5項目の確認を近畿ブロウフ課長会議で本省の係官に伝え、本省の係官は「検討する」と答えたと報告された。これに対し、「約束がちがう」、局長名で文書で正式に上申せよ、本気でヤル気があるのかと批判が浴びせられ、あらためて文書で上申することを約束させた。

更に、項目別に本省の対応について詰めたところ、「解雇制限」と「スライド」の問題については検討するとのことであり、「添付資料」と「立替払」については本省から厳しいクレームがついた事が明らかになつた。まず「添付資料について」には「添付資料を返還するなどしては立替払を行ふ」との通達が明らかにされた。大阪はこの通達すら隠して、労働者の権利を押さえこもうとしたのである。あやせて次の2項目

1. 今回の切換対象者を安全セシターに伝えよ。
2. 切替にあたっては本人と協議し同意を得てから行元との要求を提出したが時間切れで次回交渉に持ち越した。

この2点についても本省へ上申すると約束した。

この特別支給金をスライドさせるにあたり、「等級標準の検討をやり直す」という2点についても本省へ上申すると約束した。

また立替払についても「争議中の労働者の為に仮支払制度を設けるつもりはない」との本省見解に対し、再度上申する事を約束させた。尚、その後の神奈川労基局交渉で、争議中、自主管理中であつても立替払を行ふとの通達が明らかにされた。大阪はこの通達すら隠して、労働者の権利を押さえこもうとしたのである。あやせて次の2項目

表明された。労働省もさることながら、それに屈服する大阪労基局の弱腰に参加者一同怒りをぶちまけた。「自分の保身の為にワララの生活をふみにじるつもり」と詰め寄り、結局「改めて上申する」と約束させた。

# 兵庫

被災労働者

## 改悪反対運動始める

兵庫でも改悪反対の動きがで

てきた。神戸に県評等が中心になつて設立した神戸診療所があり、多くの被災労働者が通院しており、多くの被災労働者が通院しており、多くは被災労働者が通院しておる。ここから反対運動が盛りあがってきてる。

まず1月30日に改悪法の学習会が開かれた。全港湾神戸支部并天浜分会が「港湾病認定斗争」の一環として、被災労働者が定期的に学習会を行つており、この学習会に港湾だけではなく官公署、民間の被災労働者が合流して行われた。

学習会では、兵庫県労働者安全センター事務局長山崎氏が改悪法の内容説明、続いて関西労働者安全センター事務局久ら反対運動の現状を紹介した。その後の討論はつまらも早急にとまなあん」と熱気にあふ

る。

学習会終了後代表者が集まり、具体的な取組について検討した。その結果、診療所に通院していゝ仲間の不ルクと職場の仲間のオルクを進め、一致団結して県

安全センターに働きかけていく事。当面、県安全センターが予定している2月7日常基局説明会に結集する事を確認した。

2月7日には兵庫県労働者安全センター主催で、労基局課長から改悪法の内容を説明させた。安全センターに働きかけていく事。当面、県安全センターが予定している2月7日常基局説明会に結集する事を確認した。

# 福岡



2/25

福岡労基局

福岡では、三池の患者家族が会と三池労組が果敢に改悪労災保険法と斗っている。14年前の大爆発以来、未だに30名を超える长期療養患者と100名を超すり、ハビリ就労中の労働者と、そしてその家族は今回の改悪の本質

を「被災労働者切り捨て」労災保険法と斗争つぶしと見抜いている。簡単に長期の打切りだけではなく、障害年金（ワ級）受給者に対しても一時金で打切りを狙つてゐる。そこで、去る2月15日に福岡労基局と交渉を行つた。そのま

添付資料の提出は保留するしと  
いう確認をとり、現在もなお添  
付資料を提出しないという抵抗  
斗争を背景に交渉は行なわれた。  
この交渉で家族は「療養中の C  
の中毒患者は、監視が必要など  
うなど」という観点でラシフ分  
けするることはできぬ。被災者  
のためにと言つて、打切り  
のための秩序づくりがねらいだ

「こう」と語め寄った。  
この激しい攻勢についに福  
岡労基局は「基準の見直しを労  
働省に要求する」と約束した。  
また、三池労組は来たる 26 日  
は、炭労中央と共に労働省交渉  
を予定している。

今後とも実力抵抗斗争を斗  
抜き、関西・関東と固く手を結  
びあ、ていこう、と確認してい  
る。

## 労基局交渉への取組を決議

2/17・18

春斗共斗関西ブロック討論集会で

2月 17・18 の両日、春斗共斗  
関西ブロック主催で「労災職業  
病討論集会」が今年も開かれた。  
この集会で各単産代表なら安全  
点検活動等の報告が行われ、併  
せて改悪労災保険法についても  
多くの時間がさかれた。そして、  
兵庫県労働者安全センターより、

改正労災保険法運用につ  
いての対労基局申し入れ

1. 傷病補償年金の廢疾等級の  
法 19 条の解雇制限規定適用除外
2. 各府県労基局交渉への取組が提  
起され、以下の様な決議が採決  
された。  
  3. とりわけ、3級「常態」とし  
ては勤務できなければ該当する  
々否々の判断にあたっては、職  
場復帰訓練中のもの、また軽作  
業なら可能なものなどにつけて  
は、上記に該当しないものとし  
て扱うこと。
  4. 傷病補償年金移行が、労基

の要件にならることに久んぐみ、同年金移行については被災労働者の要望、意見を十分に聞き、また企業が3年経過を理由に長期療養中の労働者を解雇するとのないよう十分指導・監督すること

5. 現行長期傷病補償給付や休業補償給付の受給権者が、傷病補償年金を受けることと同時に場合の減額補てんの経過措置については、将来にめたり適用することを明文化すること

6. 差額特別支給金についてもスライドを適用すること

7. 傷病補償年金受給者についてもても隨時、労働組合・本人及び主治医を通じて実情を把握し、切りかえよう運用すること

8. メリット制の中を拡大したことにより、現に発生した労働災害や業務上疾病を企業が負担へ

いし、まに健保扱いとするがそれが強まるので、かかる二とのないよう、指導監督体制を強化するとともに、久なる事態が発生した時は厳重なる措置を講ずること。

## 大阪

# 2/23 集会で改悪糾弾斗争の強化を再確認

9. 以上の申しいれに答える改正「法の運用については労働組合ならびに本人との合意に達するまでは定期受給者について、傷病補償年金への移行をしないこと」  
以上

以上の様に斗いが全国化し、本省への攻撃も準備される中で2月23日に「労災保険法会計の運営を糾し、被災労働者の完全治療・完全補償を要求する大集会」が開催された。

上田卓三両代議士と全国一般南部支部の祝電が披露された。職場・地域から作りあげてきた運動が、これらの頼もしい仲間の支援を得られるとこころまで来た事を如実に語つていた。

大阪を中心に、兵庫・京都、そして東京の労働者が結集し、連帯を強化し一致団結して今後乙斗い抜いていく事を確認した。

集会ではまず、大阪総評・社会党・公明党・部落解放同盟の代表のあいさつと、井上一成・

ユニークな語り口は時に会場の爆笑を誘っていた。



そして最後に、各戦線からアービルが行なわれた。全金・全下單組の代表がたち、いすれも職場の仲間の被災者の生活を守るために組合の全力を挙げて斗ってきており、その

職場・地域斗争の蓄積の上に立て改悪法と斗っている事が許された。それ故の代表の具体的な生々しい報告は会場の150名の参加者の共感を呼んでいた。そして、ナンバローを三唱して3時間の集会の幕を閉じた。

もう3月。改悪労災保険法施行期日の4月はまもなくです。3月9日には労働省交渉が行なわれる予定ですが、あくまで被災労働者の不利益を許さない立場で今後も斗争を続けていかなばならないと思つています。労災保険の斗争を通じて更に広い地域の斗争といふ人々との交流が深まっています。この交流のきずなをもつと大きく強くしていけばいい。いつまでも資本家莫の思うままにはさせないノダ。

## 編集後記

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

34号

昭和52年2月28日発行（毎月一回30日発行 但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127  
大阪市北区天満橋筋5-19-4